

指定管理者制度に関する指針(前回案)からの変更点

| 頁 | 変更後 | 変更前 | 委員会意見 |
|---|--|---|---|
| 3 | <p>II 指定管理者制度運用に向けた考え方</p> <p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>平成30年度から平成33年度までを計画期間とする第7次行政改革においても、さらなる市民サービスの品質向上に向けた取り組みを促進することとし、効率的な行政運営の実現とあわせて、民間のノウハウ等を活かすべく積極的な民間活力の活用を進めるとしているところであり、施設の管理運営にあたって、直営施設から指定管理者制度への移行、利用料金制度導入、新たな公募施設の検討など指定管理手法等の見直しや<u>新たな業務分野での民間活力の活用</u>を取組項目に定めているところである。</p> <p>指定管理者制度の運用にあたっては、こうした基本的な考え方に基づくものであり、次のことを留意しつつ進めることとする。</p> <p><u>なお、公の施設の管理運営にあたっては、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能にするコンセッション(公共施設等運営権制度)や完全民営化など、各制度の状況も研究・検討する中で、指定管理者制度の運用を行うこととする。</u></p> <p>(1)多角的観点による検討</p> <p>指定管理者制度の運用にあたっては、「<u>宇治市公共施設等総合管理計画</u>」に基づく施設の今後の方向性を検討する中で、行政運営のさらなる品質向上と効率的な行財政運営の両立に向けて、今まで以上の取組が必要であるため、今後においても、市民サービスと経済性、効率性のさらなる向上の観点を基本とし、行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。</p> | <p>II 指定管理者制度運用に向けた考え方</p> <p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>平成30年度から平成33年度までを計画期間とする第7次行政改革においても、さらなる市民サービスの品質向上に向けた取り組みを促進することとし、効率的な行政運営の実現とあわせて、民間のノウハウ等を活かすべく積極的な民間活力の活用を進めるとしているところであり、施設の管理運営にあたって、直営施設から指定管理者制度への移行、利用料金制度導入、新たな公募施設の検討など指定管理手法等の見直しも含めた適切な方法による施設の管理運営など、具体的に取組項目に定めているところである。</p> <p>指定管理者制度の運用にあたっては、こうした基本的な考え方に基づくものであり、次のことを留意しつつ進めることとする。</p> <p>(1)多角的観点による検討</p> <p>指定管理者制度の運用にあたっては、行政運営のさらなる品質向上と効率的な行財政運営の両立に向けて、今まで以上の取組が必要であるため、今後においても、市民サービスと経済性、効率性のさらなる向上の観点を基本とし、行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。</p> | <p><u>委員会意見</u> 指定管理者制度導入等検討についての枠組み(市場性)</p> <p><u>委員会意見</u> 公共施設等総合管理計画との関連</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 6 | <p>(2) 再公募</p> <p>公募に対し応募がなかった場合は、改めて市場ニーズ等を分析し、指定管理者の公募に係る条件の見直しを行った上で、再度公募を行う。なお、再度の公募を行っても応募者がなかった場合は、改めて公募を行うことなく特定の団体・事業者¹に申請書の提出を求めることができる。ただし、管理運営経費その他の条件を変更してはならない。</p> | <p>(2) 再公募</p> <p>公募に対し応募がなかった場合は、施設の管理運営に係る条件の見直しを行った上で、再度公募を行う。なお、再度の公募を行っても応募者がなかった場合は、改めて公募を行うことなく特定の団体・事業者¹に申請書の提出を求めることができる。ただし、管理運営経費その他の条件を変更してはならない。</p> | <p>委員会意見</p> <p>民間事業者のメリットとなる仕様(市場性)</p> |
| 9 | <p>6 その他の留意事項</p> <p>(1)業務の再委託</p> <p>指定管理者は、指定管理施設の管理に係る業務を一括して第三者に委託してはならないものであるが、清掃等の個別の具体的な業務は、市に報告し確認を行う中で再委託が可能である。ただし、企画立案等、指定管理業務の基幹的業務については、再委託は認められない。</p> <p>(2)個人情報の取扱い</p> <p>利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、指定管理者を指定するにあたって定める協定に従い、指定管理者は個人情報の保護に関する取扱いを遵守するようしなければならない。あわせて、指定管理者は宇治市個人情報保護条例に準じた個人情報保護規程を作成し、それに従い個人情報を適正に<u>取り扱うとともに、市は個人情報が個人情報保護規程に基づき適正に取り扱われているかを確認するものとする。</u></p> | <p>6 その他の留意事項</p> <p>(1)業務の再委託</p> <p>指定管理者は、指定管理施設の管理に係る業務を一括して第三者に委託してはならないものであるが、清掃等の個別の具体的な業務は、市に確認を行う中で再委託が可能である。ただし、企画立案等、指定管理業務の基幹的業務については、再委託は認められない。</p> <p>(2)個人情報の取扱い</p> <p>利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、指定管理者を指定するにあたって定める協定に従い、指定管理者は個人情報の保護に関する取扱いを遵守するようしなければならない。あわせて、指定管理者は宇治市個人情報保護条例に準じた個人情報保護規程を作成し、それに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> | <p>委員会意見</p> <p>業務再委託及び個人情報の取扱いについては定期的なチェックが必要</p> |